

アメリカ法をめぐる誤解について

サミュエル・マーミン

釜田泰介訳

本稿のテーマは、アメリカ法について抱かれている誤解を正すことである。この誤解はアメリカ以外において見られるだけでなく、時にはアメリカ人自身も持っているものである。

I

このような誤解の第一のものとして、裁判所の役割の過大視ということが挙げられる。この過大視は法制度一般に對してと、個々の法的な紛争解決に對して見られるものである。

(a) 裁判所がアメリカ法の発展過程で中心的役割を果してきたことは事実であるが、今日の二〇世紀後半においては、それは制定法と制定法によって作られる行政規則にとって代わられていると言えよう。その結果、今日行政機関が口頭弁論並びに書面で処理する正式の処理事件だけを計算しても、連邦地方裁判所が処理している数よりはるかに多いということが言える。このような正式手続による事件処理に加えて、それ以外の手続による裁定をも数えると、紛争処

理において果している行政機関の役割は非常に大きなものと言うことができる。

その上この行政機関の判断が裁判所の審査を受ける場合でも、裁判所はこれまで行政機関の決定を尊重するという態度をとってきている。この尊重の態度は、事実問題に対する行政機関の判断だけではなくて、法律問題に対する判断にも多く見ることができるといえる。

また、労働紛争や商事紛争のように、裁判所や行政機関以外の場で私人が紛争を処理することも認められている。多くの紛争がこのように裁判所以外の場で解決されているのである。

(b)次に、実際に裁判所に持ち込まれる紛争において裁判所はどの程度の役割を果しているのかについて考察してみたい。ここにおいても裁判所は必ずしも判決によって紛争を最終的に解決するという役割を果していないことがわかる。たとえば、裁判所に提訴しうる事例のうちで不法行為事件を取り上げてみると、最近の統計ではこの種の請求の約八〇パーセントは裁判所に持ち込まれないままに解決されている。裁判所へ持ち込まれたとしても、そのうちの約五パーセントしか実際に裁判に付されていない。そして裁判に付されたもののうち約半分が判決によって解決されているに過ぎない。これを刑事々件を例にとってみると、告訴 告発できる犯罪のうちの半分は警察に申告されていない。又、申告されたうちの二五パーセントしか警察によって犯罪として認定されず、そのうちの五パーセントしか逮捕は行われない。逮捕されたものうちの大部分は実際に裁判に付されていない。刑事々件の大部分は、裁判と判決によって解決されるのではなく、有罪の答弁を行うことによって解決されており、その率は八〇パーセントから九〇パーセントに及んでいる。⁽¹⁾

(c)更に、裁判所が裁判を通して事件を解決する場合においても、その判断は法に関する最終的判断とは必ずしも言

えない。議会が一定の役割を果す余地がまだ残っているということである。すなわち、裁判所がコモン・ローに関する判決を下した場合、議会はそれを変更できるということである。議会による変更は判決を完全に覆す場合もあれば、一部修正する場合もある。例えば一部修正した例としては、ウィスコンシン州最高裁判決に対する州議会の対応例がある。これは州最高裁が地方自治体を不法行為責任から免責する原則を変更する判決を下したのに対し、この判決後、ウィスコンシン州議会は法律を通して、この種の不法行為責任訴訟において自治体に課す責任限度額を二万五千ドルとして、この判決の影響を緩和しようとしたのである。⁽²⁾

裁判所の判決がコモン・ローに関するものではなくて制定法の解釈に関する場合であっても、議会は裁判所の判断を修正できる。一例をあげると、最高裁が州にまたがる保険取引に連邦の独占禁止法を適用した時、連邦議会は連邦政府は保険業界に対し独占禁止の点からする管理権を今後行使しないとする法律を通して、この業界に対する州の規制を承認する立場をとったのである。⁽³⁾

もちろん、裁判所の判決がこのようなコモン・ローや制定法上の争点ではなくて、憲法上の争点に関する場合には、議会は法律を通して判決を変更することはできず、憲法自身を修正しなくてはならない。例えば、最高裁は一八九五年⁽⁴⁾に連邦の所得税法を無効とする判決を下したが、この判決は修正一六条によって覆されたのである。また、選挙権年齢を一八歳とする州選挙に関する連邦法を無効とした判決⁽⁵⁾は修正二六条によって覆されたのである。

しかし、たとえ最高裁の憲法判断であっても、それに対して間接的影響を与える手段が連邦議会には与えられている。その一つは最高裁の上訴管轄権を支配する権限を、連邦議会は憲法上与えられているということである。これについては一八六八年⁽⁶⁾連邦議会在最高裁の上訴管轄権の中から一定の事件をはずす法律を通した事例があり、最高裁は

このような議会の判断が一旦下ったからにはその法律は既に裁判所に係属して弁論終了後判決を待っている事件に対しても適用されると判決した。但しこの一八六八年の判決の適用範囲については論議のある所であり、今日の最高裁がこれをどう解釈するかは定かではない。

連邦議会又は大統領が最高裁の権限を弱めるために使いうる第二の間接的方法は、最高裁々判官の員数を決定できる権限を議会が持っているということである。大統領は、現在の裁判官が持っている憲法上の意見とは異った立場を保持している新しい判事を任命するために、裁判官の人数を増やそうとする場合がある。しかし、これは必ずしも効果の上がる手段とはいえない。例えば一九三七年にフランクリン・ルーズベルトが最高裁々判官の定員を増やそうとしたことがあるが、彼の提案は連邦議会で認められなかった。それは議会が、このような法案は憲法の保障する司法権の独立の原則を侵すと考えたからである。⁽⁷⁾

以上見てきたように、裁判所の判決が法に関する最終的権威を持っているのだという誤解に関しては、実は議会がコモン・ローや制定法の解釈をめぐる事例で裁判所の判断を修正できるということを指摘しなければならないのである。たしかに憲法判決に関してはこの修正権は強力なものではないが、それでも議会を通じて国民は憲法の修正権限を持っているのである。但し、この憲法改正権は州の四分の三の賛成を必要とするので実際に成功する率は低い。

II

次に、第二番目の誤解について考察したい。それは、裁判所が法的判断を下す場合、一般国民が法についてどう考えているかに関係なく判断を下していると考えられているということである。勿論のことながら制定法の中には裁判所

に対してある事実、法的争点に関する国民の意見はどうかということ考えた上で判断せよということ、明示的あるいは黙示的に指示している場合もある。このような事例として、一九四七年の連邦高等裁判所判決⁽⁸⁾をあげるこ
とができる。この事例では、ある人がアメリカ市民権を申請したが、この申請人は申請以前に自分の十三歳になる息
子をクロホルムによって殺したという犯歴を持っていた。その息子は強度の精神障害と、視覚、言語、四肢に至る
まで障害を患っていたため、自分で食事、排便をできずに生涯を小さなベッドの中で送っていた。このような状態の
息子を殺害した父親が連邦法規の下で市民権取得の申請を行ったが、法律は市民権取得の要件として、申請にさかの
ぼる五年間本人が品行方正であったことを求めていた。そこで裁判所多数派は、当該法律は裁判所に対して、国民が
この父親は品行方正であったと認めるかどうかについて判断するよう求めているものだと考えた。

制定法規が裁判所に対して国民の意見がどういふものかということを決めるよう求めている場合でも、裁判所
はコモン・ロー上の争点、制定法や憲法の解釈に関する裁判所の態度を決定するに際して、国民の意見について考察
することがある。勿論、裁判所がこのような国民の意見を採用するかどうかは別である。カードローゾー判事は、裁判
官の価値判断は裁判官自身の行動や信念の特性によってよりはむしろ社会の意思によって支配されねばならないが、
社会の意思は何かということ解釈するに際しては当然裁判官自身の判断が入らざるを得ないと述べている。⁽⁹⁾同じこ
とは、ストーン最高裁判所長官の意見の中にも出てくる。ストーン長官は、社会の持っている冷静な判断というもの
が、すべての法が最終的に依拠しなければならぬ基礎であると述べている。⁽¹⁰⁾ここで注意すべき点は、ストーン長官
は「社会の反応」と言っているのではなく、「社会の持っている冷静な判断」と言っている点である。従って裁判官
はできるだけ最善をつくして国民の意見というものを確認するように努め、そしてそれを考察するのである。このよ

うな国民の意見が冷静な判断を示しているかどうかを評価する際に、裁判官の個人的な判断が入ってくる。

III

第三の誤解は、二当事者によって展開されていくアメリカの裁判過程は純粹な対審の構造を持っていると考えられている点についてである。たしかにアメリカの裁判所での論争過程では、相対立している当事者は対立点を法廷の裁判官の面前に提示してみせる義務を負っている。また、両当事者が各々呼ぶ証人を通じて裁判所の前に事実関係を提示してみせることになっている。そして、これらの証人とか文書による証拠により一方の当事者に有利に展開できることをすべて強調しようとしていることも事実である。両当事者の弁護士はこういう点で裁判過程に大きな義務を負っているといえる。そこでは裁判官は審理を積極的に運ぶというよりもむしろ、比較的受身の態度で対応する審判としての役割を果している。このような制度は、弁護士の手持っている力量の差が勝負を決めるようになる傾向を持っている。こういう制度は、予想もしていない事実をあげて相手方にショックを与えたりとか、一方の当事者にとって不利になることを隠したり歪曲させたりするようなやり方を容認する場合もありうるのである。

しかし、この対審構造型の裁判は両者のはげしい対決だけを生み、望ましくない結果を招くものであると考えることは正しくない。いろいろな点でこの絵姿を緩和しようとする動きが見られる。例えば、弁護士の間に力量の差が存在する場合には裁判官はある程度この差をちぢめようとする。また特に若い経験の浅い弁護士が登場して来る場合には、裁判官はもっと積極的役割を果そうとしたりしている。裁判官は一般に自分の権限を行使したがるらないという傾向があるけれどもコモン・ローの伝統は最近とみに裁判官に審判としての仕事以上のことを行う権限を与えていると

指摘されている。⁽¹¹⁾すなわち、裁判官は両当事者の主張している法的理論とか、両当事者の要求している救済の範囲を越えて行動できるということであり、裁判官は自ら抱いている質問を証人に向けたたり、あるいは両当事者が呼んだ以外の別の証人さえ喚問できるということである。制定法規中にも、裁判所が、精神障害に関する事例の場合に中立の専門鑑定家の任命、召喚を行うことが認められている。ある州ではこのような中立の専門家を自動車事故の事件で、医学的証言に使っていて、非常に大きな成果をあげてきている。

両当事者の弁護士が不当な戦術を使いがちになる対審制度の傾向に関して、通常、弁護士は自己の依頼人の利益に對してのみ忠誠を誓っていると考えられがちであるが、実際にはそうではない。二つの点を指摘することによりこの誤解を正す必要がある。第一の点は、弁護士に対する倫理綱領によって、弁護士が依頼人のために行動できる範囲は制限されているということである。例えば、弁護士は虚偽の陳述を行ったり、あるいは明らかに偽証であることを知った上でそれを使ったり、またそのような違法な行為について依頼人を助けるといふようなことはすべて禁止されている。弁護士は自分の依頼人についてだけでなく国民一般と裁判所に対して義務を負うのである。但しこのような義務についての違反は、実際に予定されているようには弁護士会の懲戒委員会によって処罰されていないと言わざるを得ないことはたしかである。

このように、相手を驚かしたり証拠を隠したりする戦術を使うことは職業倫理綱領によって禁止されているが、これに加えてもっと重要なことは五十年前に連邦裁判所によって採択された民事訴訟規則の中で確立されている、いわゆる公開請求手続 (discovery procedures) と言われているものがある。この手続は、当事者に裁判に先立って相手方当事者が所有している事実、証拠を開示せることを可能にしている。すなわち、両当事者共、裁判前に相手方の関

係人に宣誓をさせた上で一定の問題に対し口頭であるいは文書で陳述させることができるのである。この陳述は、両当事者間に別の約束がないかぎり裁判において証拠として使うことは許されない。但し、陳述を行った証人が法廷で証言をする場合、裁判の過程で証言をする同一証人に対する反対尋問のためにその陳述を使う場合はその限りではない。しかし、この depositions と呼ばれている宣誓陳述は相手方当事者の主張を知る唯一の方法ではなく、一方の当事者は相手方当事者に対し、文書の真实性、あるいは事実問題の真实性について承認することを要請できる。また、相手方当事者の持っている文書、人、物について調べることが許す裁判所命令を求めるところもできる。なお、裁判制度の対審形式のもつ性格を緩和する別の面としては、裁判官と両弁護士との裁判前における打ち合わせがある。この打ち合わせによっていくつかの争点を事前に取り除き、裁判を開かずに事件を解決することも可能にしている。

IV

第四番目の誤解は、アメリカにおける一国民当りの訴訟の数が日本よりはるかに多いのは何故かという、その原因をめぐっての問題である。この原因についてはしばしば次のようなことが言われている。それは、日本人は性格的にアメリカ人よりもあまり訴訟を好まない、あるいはあまり権利意識がないというようなものである。ワシントン・ロー・スクールのジョン・ヘイリー教授は、一九七八年の論文の中で通説を次のように紹介している。⁽¹²⁾

「日本人はあまり訴訟を好まない国民であると一般に考えられている。日本の内外における研究者はほとんど例外なく、日本人は私的な紛争を非公式な話し合いで解決することを好むという深く文化的に根ざした他に類を見ない特徴を持ち、裁判所による判決というような形式的な機構を毛嫌いすると説明している。その結果として日本人は紛争の公的解決のために利用できる裁判

機構を利用しないのだと、これらの研究者達は述べている。そして、このような態度は妥協的性格、あるいは白黒というようなはっきりした形で紛争を解決することを好まないという日本人の性格、または争いを公にしたり公的機関による解決というものを好まないという日本人の性格によって支えられているのだということをつけ加えている。この立場をとっている日本の代表的法社会学者、川島武宜教授も次のように説明している。すなわち、良い人間関係を維持することに意を払う昔からの生活態度が、日本人をして訴訟を通じて、権利や義務をはっきりさせることを好まないようにしてきている。訴訟を起すということは、日本に於ては争いを公にし、けんかをすることを意味するのだと説明している。」

ヘイリー教授は、この問題を次のような観点から分析する。彼はまず第一に、アメリカに比して日本における提訴率が低いのは日本特有の現象ではないと指摘する。データは少し古いが十カ国間の民事訴訟提訴率を比較研究してみると、日本は六番目に位置しておりスウェーデン・フィンランド・ノルウェー・韓国が日本より一国民当りの提訴率は低いという数字が出ていると同教授は指摘する。⁽¹³⁾

次に同教授は、提訴がひんぱんに行われるということ自体それ程意味がなく、日本においては和解調停手続がたやすく得られるということに注目すべきだと述べる。そして、一九二〇年代から三〇年代を経て、四〇年代初頭に至るまでこのような手続を定める諸法律が制定されたのは、日本人が一般的に裁判所に提訴することを好まない結果ではなく、むしろこれらの制定法は当時一九二〇年代から三〇年代に日本において訴訟の数が非常に増加してきたという背景があり、それに対する保守的な反動の結果生まれたものであると指摘している。すなわち、和解調停手続に関する法律は、訴訟が、人間関係を基礎にするピラミッド型の社会秩序を破壊するのではないかと当時のエリート層が感

じた結果生まれてきたものだ」と結論づけている。⁽¹⁴⁾ 同教授は、提訴率は和解調停に関する法律が制定される前にどんどん増加しており、その増加率は一九七〇年代初頭よりは一九二〇年代あるいは一九三〇年代の方がより高かったと強調している。⁽¹⁵⁾

第三にヘイリー教授は、制度的要因を指摘する。すなわち裁判所を通じて得られる救済があまり十分に用意されていない、あるいは弁護士とか裁判官の数が少いというような制度上の問題があって、それが日本人をして和解調停の方へ走らせるという結果になっていると論じる。

最後に、日本人はアメリカ人その他に比べて裁判の予想結果よりも少し不利であっても、和解調停を通じた妥協の結果を受け入れる傾向が強いかという難問については、ヘイリー教授は強いと言うだけの証拠は見当たらないとしている。

私はヘイリー教授の論文は非常に重要な指摘を含んでいると思う。この論文は一般的には説得性を持っていると思われるが、ただ最後の点は少し根拠が薄弱なのではないかと思う。むしろ私は、日本人の性格からして、日本人はアメリカ人よりも和解調停の結果得られる結論がたとえ訴訟の結果得られたものより不利であっても受け入れようとする傾向が強いと推測する川島教授のような法社会学者の判断を正しいのではないかと思う。ヘイリー教授はそれを証明する証拠がないと言われるが、私はそういう推測に基づく結論はこれまでの社会学者、文化人類学者、文学者あるいはその他の指摘の中から充分なしうるのではないかと思う。そして私自身の個人的な十五年間に及ぶ日本人との接触の経験からしてもこの結論は正しい。

このようにヘイリー教授の最後の結論部分が少し弱い点を持っていると言っても、それが日本人とアメリカ人との

態度の差は一般に考えられているより小さいことを立証しようとしたヘイリー教授の他の論点の価値を弱めるものではない。以下第四番目の誤解の性格がどういふものであるのかもとはつきりと述べかつ同教授の触れていないアメリカ法の他の面にも言及することによってヘイリー教授のその他の指摘の正しさを説明してみたい。

普通、この第四番目の誤解は次のような論理構成をとる。すなわち日本人の性格は訴訟よりも調停、和解を好む。ゆえに日本における訴訟率は低いという論理構成である。私はこの論理の前半部分については争う気持はなく、既に述べたように私もその点では同じような意見を持っている。しかし、日本人の性格がそうであるからと言って、それが日本における提訴率を低めている原因だと考えるのは誤解であると思う。というのは、訴訟率を低めている次のような他の原因があることが看過されているからである。

(a) その第一の原因として日本においては国民一人当りの法曹家の数が非常に少ないことがあげられる。なぜこのように少ないのかというと、日本では政府が法律家、すなわち弁護士、検察官、裁判官などの数を制限しており、だいたい年間五百以下に押えているという事実があるからである。国民一人当りの法律家の数は一九七三年には一九二四年から三四年に比べ低くなってきている。一九二四年から三四年にかけては人口一〇〇万当り九四人から一〇五人であったのが、七三年には九二名に減っている。勿論最近はこの傾向は少し解消されてきているようである。一九七三年以来、アメリカにおける国民一人当りの法律家の数は日本に比べて非常に勢いで増えてきている。⁽¹⁶⁾このように法律家の数が少ない結果、国民は満足な法的助言を求めようとしてもあまり得られないことになる。特にたくさん的事件をかかえ込んでいる法律家は迅速に事件を処理できないということになる。

(b) 第二番目の原因は、法律家が少いことによって起る遅延が裁判官の数の不十分性ということによってますます悪

化していることである。一九七四年には裁判官一人当りの持っている事件数は一七〇八件であった。同じ年のアメリカの連邦裁判官は三二五件、非常に事件数の多いカリフォルニアの事実審裁判所の裁判官であっても一〇〇〇件を越えてはいない。日本における裁判官の数は一八九〇年以来、ほぼ同じ数を維持してきていると指摘されている。一八九〇年代においては二万二〇〇〇の国民に対し一人の裁判官がいたのに対し、今日は六万人に一人という割合になっている。⁽¹⁷⁾

訴訟の遅延については別の原因をあげることもしできる。すなわち、日本における裁判所の審理は集中審理の形態ではなく、何回かに細かく分けて約一ヶ月間の間隔をあけて審理を進めていく方式をとっているが、アメリカの場合には集中審理がとられている。ヘイリー教授は前述した論文の中で「単純な訴訟裁判でも日本の地裁レベルでだいたい一年以上はかかっている。平均日数は二年間といえる。それが控訴された場合には事件はだいたい五年の月日を必要とする。それどころか日本では八年から十年継続する裁判というものも普通である」と述べている。⁽¹⁸⁾日本の上訴審レベルでの訴訟遅延については二つの原因が考えられる。その一つは、控訴段階での裁判では日本では一審裁判所の記録に基づいて議論を行うというよりもむしろ、全く新しい裁判を行うというような形がとられること。二番目としては最高裁への上告が権利という風に考えられていることがあげられる。アメリカの場合には、これは最高裁の裁量の問題として扱われている。

(c)次に両国における訴訟費用について比較してみたい。正確な統計に基づくというわけではないが、アメリカにおいて訴訟費用の軽減の方向を示す最近の二つの最高裁判決がある。これらはかなり訴訟費用を抑えるる効果を果たしたと思われる。第一の判決は一九七五年の Goldfarb 判決⁽¹⁹⁾、ここで最高裁は弁護士会が弁護士費用の最低額を定める

ことは、独占禁止法違反になると判決した。二番目の判決は一九七七年の *Bates* 判決⁽²⁰⁾で、この事件で最高裁は弁護士が一定の通常法律業務についての費用を広告することを禁止している州の規制は憲法の表現の自由を侵すものであると判断した。私の知るかぎりではこれに相当するような判決は日本ではまだ下されていない。

また、アメリカでは提訴人は裁判の成功によって費用を払う *contingency fee* とよばれる方法を使うことで提訴時の負担を軽くできる。この方法は日本には見られないが、アメリカでは特に自動車事故関係の事件においてよく使われている。この方法は従来の訴訟のようにどちらの当事者が勝つかということとは無関係に一定の費用を請求するのではなく、弁護士は原告が訴訟に勝った場合にのみ費用を請求するというものである。従って賠償額の何パーセントか、例えば三三パーセントを請求するという形をとるのである。

また、アメリカにおいて訴訟にかかる費用を軽減させている別の理由として最近のいくつかの法律をあげることができる。それは勝訴した原告が敗訴した被告から弁護士費用を取り立てることを認めている法律である。この種の法律は、原告、被告の訴訟当事者が、各々、どちらが勝訴したかに関係なく弁護士に費用を支払うというこれまでアメリカで採られてきたルールを修正したものである⁽²¹⁾。

また、貧困者が提訴することは、従来、金銭上なかなか難しいことであったが、最近、連邦政府によって資金の出ている「法的扶助協会」という協会が貧困者に代って提訴する権限を認められたことにより、かなりその障害は取り除かれた。更に、提訴人の貧富に関係なく、いわゆる「公益弁護士事務所」(*public interest law firms*) とよばれているものによっても訴訟を起す機会が大きく広がってきている。この弁護士事務所は非営利財団、その他の私的な寄付というようなものからその活動基金を得ている⁽²²⁾。また、日米両国における訴訟費用を比較してみると、日本にお

いては原告は提訴に際して費用の予納をしなくてはならないが、アメリカではそういうことはないのである。

(d)次に、日本人がなぜあまり裁判所を利用しないかを説明する第四の原因について考えてみたい。それは裁判所において得られる救済がアメリカと比較してあまり完全とは言えないということである。まず、アメリカで一般的に広く使用されている政府機関に対する差止め、特に行政機関による積極的行為を求める差止めというものが日本においては広く利用できないということである。⁽²⁴⁾

また、日本においては被告に対し裁判所判決を執行する際に「民事の法廷侮辱罪」を利用できないこともあげられる。⁽²⁵⁾これはアメリカにおいては被告に対し与える影響の点で非常に重要な救済策であり、裁判所判決に従わない者は判決に従うまで罰金が科されたり、拘禁が行われたりする。その点でいわゆる「刑事上の裁判所侮辱罪」(違反が起れば後に裁判所の命令に服したということとは無関係に違反者は罰せられる)と異なる。もともと日本においても判決を執行するためには刑事手続を使用する可能性があると思われるが、それはアメリカにおけると同様の抑止効果を持つとは考えられない。なぜなら、ヘイリー教授の指摘のように被告人の自白や弁明が不起訴又は寛大な判決のどちらかを招くからである。⁽²⁶⁾

また裁判所で救済を受ける場合、原告はまず訴えを起す適格性を有していなくてはならないという要件は、日本よりもアメリカの方がゆるく解釈されていると言える。⁽²⁷⁾

また、日本ではあまり発達していないアメリカの訴訟方法の一つとしてクラス・アクションが存在する。このクラス・アクションはたとえば消費者、福祉年金の受給者等個々人で訴訟を提起することのできない者が、経済的に簡単に訴訟を提起することを可能にしている。⁽²⁸⁾

救済の分野における最後の例として、ここ数十年間に出てきたアメリカの新しい傾向に、法律の違反者によって被害を受けた者に対し裁判所が連邦法の下で黙示の救済を認めてきているということがある。裁判所はまたこのような態度を、憲法違反の行為に対しても黙示的に損害賠償を認めるという形で示してきている。日本においてはこのように法律または憲法の下で黙示による救済を行うということはいまだ見られない。⁽²⁹⁾

(e)ここで責任の実体的原理に関する分野を見てみると、ここでもアメリカでは最近訴訟の機会を増す傾向にあると言える。ここ二〇年間に新しい責任、言い換えれば新しい権利、救済というものに関する数々の法律が生まれてきた。例えば人種、国籍、性別、年齢に基づく差別とか、環境保護基準違反とか、政府の有している情報を公開しないといった事態に対する責任というようなものである。裁判所側も現存の不法行為、契約、憲法上の原理などを変更することによって、あるいは、既存の法原則を以前よりゆるく解釈することによって、被害者（例えば労働者、消費者、事故による被害者一般）の権利とか、公民権（例えばプライバシーとか表現の自由）を侵害された者の権利にまで適用して責任の範囲を広げてきている。

以上見てきたように、アメリカの法制度には日本の法制度に比べて訴訟提起を促進する種々の側面があった。すなわち、事実審裁判過程が割合早く展開するということ、弁護士や裁判官の国民一人当りに対する数が多いということ、有効な救済を受ける率が高いこと、種々の責任を拡大する法原理が存在していること、種々の訴訟を提起する場合の経済的障害がより少ないことである。このようなことがアメリカにおける国民一人当りの訴訟提起率を高めている原因ではないかと思われる。これらがすべてというわけではないが、これまで一般的に言われてきたアメリカ人と日本人の性格の違いというようなものが原因とは思われないのである。

ここで誤解のないようにつけ加えておきたいことは、これがアメリカの制度が日本の制度より優れていると言おうとしているものではないということである。ここで強調したいことは、アメリカの制度は裁判所に訴訟を提起する誘因という点において日本より多くのものを持っているということである。訴訟提起を誘う原因が多いということは決してその制度が優れているということを意味するものではなく、逆に、調停とか和解などの方法でより経済的に迅速に有効な救済が得られるのであれば、そのような方法こそがとられるべきである。これらの方法は両当事者間の良き人間関係というものをより良く維持する傾向を持っているものだからである。

今日のアメリカ社会において、提訴率が非常に高まっていること並びに訴訟経費が高いということを見ると、それに代わる解決策の必要性が叫ばれていることも事実である。その解決策は、訴訟に代わる調停、和解といったものを大幅に取り入れることであり、これらの方法についての日本の経験はアメリカに対し大きな示唆を与えるものと考ええる。

(1) Mermin, *Law and the Legal System* 70-72 (2d ed. 1982).

(2) *Holytz v. City of Milwaukee*, 17 Wis. 2d 26, 115 N. W. 2d 618 (1962), and 1963 Wis. Laws, chap. 198. 尚、ミネソタ州、イリノイ州、ニュージャージー州、カリフォルニア州においても類似の判決に対する州議会の対応がみられる。Peck, *The Role of Courts and Legislatures in the Reform of Tort Law*, 48 Minn. L. Rev. 265, 270-285 (1963).

参照、Bodenheimer, *Power, Law and Society* 107-114 (1973).

(3) *U. S. v. South-Eastern Underwriters Assn.*, 322 U. S. 533 (1944), and 59 Stat. 33 (1945), 15 U. S. C. Secs. 1011-1015 (1958) を参照。尚、参照 *Prudential Insur. Co. v. Benjamin*, 328 U. S. 408 (1946).

(4) *Pollock v. Farmers, Loan and Trust Co.*, 157 U. S. 429 (1895); rehearing, 158 U. S. 601 (1895).

(5) *Oregon v. Mitchell*, 400 U. S. 112 (1970).

- (9) *Ex parte McCordle*, 74 US (7 Wall.) 506 (1868).
- (7) ルーズベルト大統領のこの案に関する Hearings on S. 1392 Before the Senate Comm. on the Judiciary, 75th Congress, 1st sess. (1937); Sen. Report No. 711, 75th Congress, 1st sess. (1937); Baker, *Back to Back: The Duel Between FDR and the Supreme Court* (1967); Burns, *Roosevelt: The Lion and the Fox* 291-315 (1956).
- (8) *Repuille v. U. S.* 165 F 2d 152 (2d Cir. 1947).
- (9) Cardozo, *The Growth of the Law* 95-97 (1924).
- (10) Stone, *The Common Law in the United States*, 50 *Harv. L. Rev.* 4, 25 (1936).
- (11) James and Hazard, *Civil Procedure* 5-8 (1977).
- (12) John O. Haley, *The Myth of the Reluctant Litigant*, 4 *Journal of Japanese Studies* 359-360 (1978).
- (13) *Id.*, 362-364.
- (14) *Id.*, 373.
- (15) *Id.*, 368-373.

同教授はまた、「一八九一年から一九四一年までと、一九四九年から一九七四年までの間に提起された訴訟の傾向分析」から、「そのいずれの期間中にも訴訟の増加あるいは減少の傾向は見られない」と指摘する(三七〇頁)。この結果から教授は「日本人が伝統的に訴訟を好まない国民性をもってしているということも当たらないし、戦後日本人は以前より訴訟を好むようになってきたという説明も当たらない」(三七〇頁)と結論づけている。

徳川時代に関しては、ヘンダーソン教授と同じようにヘイリー教授も訴訟は増加していたとする。しかも「将軍裁判所の最終判決を得るまでには徳川幕府の役人がかなりの手続的障害を設けていたにも関わらず、訴訟は増加していた。すなわち提訴人は訴訟の各段階で、和解、妥協の可能性をすべて試みた上でのみ、かつ、上司の許可を得てのみ訴訟を進めなければならなかったという状況下で増加していた」ことを指摘している(三七二頁)。

(16) 日本側のデータに関しては *Id.*, 382, 385-386 を参照。アメリカ側のデータについては Mermin, *supra* note 1 at 357-358 参照。

(17) *Id.*, 381.

- (18) *Id.*
- (19) Goldfarb v. Virginia State Bar, 421 U. S. 773 (1975).
- (20) Bates v. State Bar, 433 U. S. 350 (1977).
- (21) Mermin, *supra* note 1 at 367-368.
- (22) *Id.*, at 365-367.
- (23) Haley, *supra* note 12 at 380.
- (24) *Id.*, 387.
- (25) *Id.*
- (26) Haley, *Sheathing the Sword of Justice in Japan: An Essay On Law Without Sanctions*' 8 Journal of Japanese Studies 270-271 (1982).
 「検察官が起訴をする場合、有罪率はほとんど百パーセントである。しかし、裁判所が懲役を言い渡すのは三パーセントにも満たない。しかもこのうちの八十七パーセントは三年以下の刑期であり、更に、裁判所は全懲役判決の三分の二以上のものについては通常、執行を猶予する。またほとんどの犯人は自白とひきかえに不起訴にされるか二百五十ドル以下の罰金で処罰されるのである」
- (27) Mermin, *supra* note 1 at 193-211.
- (28) Wright, Federal Courts, sec. 72 (3rd ed. 1976).
- (29) 制定法並びに憲法中に黙示されている救済策としては、Mermin, *supra* note 1 at 271-274; 183 and note 84 参照。